



	火 災	風 災	水 災	盜 難	その他の災害
補償内容	<p><b>1 火災</b> </p> <p><b>2 落雷</b> 落雷による衝撃によって建物、ガラス、テレビなどに損害が生じた時 </p> <p><b>3 破裂または爆発</b> ボイラの破裂やガス爆発などにより損害が生じた時 </p>	<p><b>4 風災・ひょう災・雪災</b> 台風、せん風、暴風などの風災、ひょう災、または豪雪、なだれなどの雪災により、共済の目的に5万円をこえる損害が生じた時 </p>	<p><b>5 水災①</b> 建物または家財に共済価額の30%以上の損害が生じた時 </p> <p><b>6 盗難①</b> 建物のき損 家財が盗まれた場合 </p>	<p><b>7 物体の落下・衝突</b> 建物の外部からの物体の落下や飛来、車両の飛び込みなどで損害が生じた時 </p> <p><b>8 騒じょう、労働争議</b> デモ、ストライキなどによって建物や家財に損害が生じた時 </p>	<p><b>9 水ぬれ</b> 給排水設備の事故または他の戸室の事故により水ぬれの損害が生じた時 </p>
共済金のお支払い方法	<p>共済金=損害額 ただし、共済金額が共済価額の80%未満のときには</p> $\text{共済金(注)} = \frac{\text{損害額}}{\text{共済価額}} \times \text{共済価額} \times 80\%$ <p>(注)お支払いする共済金は、共済金額が限度です。</p>	<p>損害額から免責額(5万円)を差し引いて共済金をお支払いします。</p> $\text{共済金} = (\text{損害額} - 5\text{万円}) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$	<p><b>水災①</b> <math display="block">\text{共済金} = \frac{\text{損害額}}{\text{共済価額}} \times \text{共済価額} \times 70\%</math></p> <p><b>水災②</b> <math display="block">\text{共済金} = \text{共済価額} \times 10\%</math> (1回の事故につき、1構内200万円を限度とします)</p> <p><b>水災③</b> <math display="block">\text{共済金} = \text{共済価額} \times 5\%</math> (1回の事故につき、1構内100万円を限度とします)</p>	<p><b>盗難① 共済金=損害額</b> ※貴金属・宝石などの明記物件は、1個または1組ごとに100万円がお支払いの限度です。 ただし、共済金額が共済価額の80%未満の場合は</p> $\text{共済金} = \frac{\text{損害額}}{\text{共済価額}} \times \text{共済価額} \times 80\%$ <p><b>盗難② 共済金=損害額</b> ※ただし、お支払い限度額は、以下のとおりになります。(1構内・1事故) 【生活用】現金20万円・預貯金証書200万円または、家財の共済金額のいずれか低い額 【業務用】現金30万円・預貯金証書300万円または、什器等の共済金額のいずれか低い額</p>	<p>共済金=損害額 ただし、共済金額が共済価額の80%未満の場合は</p> $\text{共済金} = \frac{\text{損害額}}{\text{共済価額}} \times \text{共済価額} \times 80\%$
（主な）共済金をお支払いの場合	<p>※地震・噴火・津波を原因とする火災による損害 ただし、地震火災費用共済金を支払う場合を除きます。</p>	<p>※損害額が【5万円以下】の場合には、共済金をお支払いする対象になりません。</p>	<p>※床下浸水による損害の場合には、共済金をお支払いする対象になりません。</p> <p><b>水災:</b> 台風、暴風雨、豪雨等によって生じた洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等の災害</p>	<p>※商品等の盗難による損害は共済金をお支払いする対象になりません。 ※盗難②の現金・預貯金証書の損害について【生活用】は家財を、【業務用】は什器等をご契約されないと共済金をお支払いする対象になりません。 ※盗難①②の補償の対象である家財等の動産が屋外にある間に生じた盗難による損害は、共済金をお支払いする対象になりません。</p>	<p>※水ぬれの場合、給排水設備自体の修理費用はお支払いの対象になりません。また、自室の水道の締め忘れにより、自室の家財等が水ぬれにより損害を受けた場合については、共済金をお支払いする対象になりません。</p>

**■用語の定義**

- 共済金額：ご契約いただいた金額
- 共済金：事故によりお支払いする金額
- 損害額：修理見積額のうち、組合が認めた金額  
(以下の計算式で算出するものとします)

①再調達額でご契約の場合 損害額=修理見積額-取片づけ費用等<sup>(注1)</sup>  
②時価でご契約の場合 損害額=(修理見積額-取片づけ費用等)<sup>(注2)</sup>-減価償却<sup>(注3)</sup>

(注1)残存物取片づけ費用、修理付帯費用、損害防止費用の合計額をいいます。

(注2)使用による损耗や経過年数による減価を差し引いています。

■再調達額：共済の目的(補償の対象)と同一の構造、質、用途等のものを再築・再取得するために必要な金額。

■時価額：再調達額から使用による损耗や経過年数による減価を差し引いた金額。

※共済金額×2%(1事故1構内300万円限度)

**費用  
共済金**

事故の際に発生するさまざまな費用を補償します。

**■臨時費用**

上記①～③、⑦～⑨の事故の場合は共済金の30%を、上記④の事故の場合は共済金の10%を臨時費用としてお支払いします。ただし1回の事故につき1構内ごとに下記に掲げる額が限度です。  
●住宅物件…100万円 ●非住宅物件…500万円

**■地震火災費用**

地震、噴火などにより火災が発生し次の損害が生じた時。ただし付属物は対象外です。  
イ.建物が半焼以上または損害額が20%以上となった時。  
ロ.家財が共済の目的の場合は、家財を収容する建物等が半焼以上または家財の損害が80%以上となった時。  
※共済金額×2%(1事故1構内300万円限度)

**■残存物取片づけ費用**

上記①～④、⑦～⑨の事故の場合、共済金の10%の範囲内で残存物の取片づけに要した実費をお支払いします。  
20万円×被災世帯  
※ただし1回の事故につき共済金額の20%が限度です。

**■修理付帯費用**

上記①～③の事故で、損害の原因調査費用や仮修理、仮設費等の諸費用を実費でお支払いします。  
ただし、非住宅物件に限ります。  
※1構内ごとに共済金額×30%または1,000万円のいずれか低い額が限度です。

**■失火見舞費用**

上記①または③の事故で他人の所有物に損害を与えた時。  
20万円×被災世帯  
※ただし1回の事故につき共済金額の20%が限度です。

**■損害防止費用**

上記①～③の事故で、損害の原因調査費用や仮修理、仮設費等の諸費用を実費でお支払いします。  
ただし、1回の事故につき1構内ごとに500万円が限度です。

## 普通火災共済【住宅・非住宅物件】

補償内容	火 災	落 雷	破 裂	風災・雪災・ひょう災
<p><b>1 火災</b> </p> <p><b>2 落雷</b> 落雷による衝撃によって建物、ガラス、テレビなどに損害が生じた時 </p> <p><b>3 破裂または爆発</b> ボイラの破裂やガス爆発などにより損害が生じた時 </p>				

**■臨時費用**  
上記①～③の事故の場合は共済金の30%を、上記④の事故の場合は共済金の10%を臨時費用としてお支払いします。ただし、1回の事故につき1構内ごとに【住宅物件】100万円、【非住宅物件】500万円が限度です。

**■残存物取片づけ費用**  
上記①～④の事故の場合は共済金の10%の範囲内で残存物の取片づけに要した実費をお支払いします。

**■失火見舞費用**  
上記①または③の事故で他人の所有物に損害を与えた時。  
20万円×被災世帯  
※ただし1回の事故につき共済金額の20%が限度です。

**■修理付帯費用**  
上記①～③の事故で、損害の原因調査費用や仮修理、仮設費等の諸費用を実費でお支払いします。

**■損害防止費用**  
上記①～③の事故で、損害の原因調査費用や仮修理、仮設費等の諸費用を実費でお支払いします。

補償内容	火 災	風災・雪災・ひょう災	物体の落下・衝突	騒じょう、労働争議	水ぬれ
<p><b>1 火災</b> </p> <p><b>2 落雷</b> 落雷による衝撃によって建物、ガラス、テレビなどに損害が生じた時 </p> <p><b>3 破裂または爆発</b> ボイラの破裂やガス爆発などにより損害が生じた時 </p>					

**■臨時費用**  
上記①～③、⑦～⑨の事故の場合は共済金の30%を、上記④の事故の場合は共済金の10%を臨時費用としてお支払いします。ただし、1回の事故につき1構内ごとに【住宅物件】500万円が限度です。

**■残存物取片づけ費用**  
上記①～④、⑦～⑨の事故の場合は共済金の10%の範囲内で残存物の取片づけに要した実費をお支払いします。

**■修理付帯費用**  
上記①～③の事故で、損害の原因調査費用や仮修理、仮設費等の諸費用を実費でお支払いします。

**■失火見舞費用**  
上記①～③の事故で損害の原因調査費用や仮修理、仮設費等の諸費用を実費でお支払いします。

**■失火見舞費用**  
総合火災共済同様

**■地震火災費用**  
総合火災共済同様

**■損害防止費用**  
総合火災共済同様